有価証券報告書

本書は、ＥＤＩＮＥＴ（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ラクーン

(E05563)

目　　次

【表紙】・・・

２ 【自己株式の取得等の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
【株式の種類等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（１） 【株主総会決議による取得の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（２） 【取締役会決議による取得の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（３） 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 ・・・・・・・・・・・・ 37
（４） 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３ 【配当政策】 ・・ 37
４ 【株価の推移】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（１） 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（２） 【最近６月間の月別最高・最低株価】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
５ 【役員の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（１） 【コーポレート・ガバナンスの状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（２） 【監査報酬の内容等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
② 【その他重要な報酬の内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 ・・・・・・・・・・・・・ 46
④ 【監査報酬の決定方針】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第５ 【経理の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
１ 【連結財務諸表等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（１） 【連結財務諸表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
① 【連結貸借対照表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
【連結損益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
【連結包括利益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
③ 【連結株主資本等変動計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
【継続企業の前提に関する事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】 ・・・・・・・・・・・・・・・ 58
【表示方法の変更】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
【追加情報】 ・・ 58
【注記事項】 ・・ 59
【セグメント情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
【関連情報】 ・・ 73
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・ 73
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 ・・・・・・・・・ 73
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
【関連当事者情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

⑤ 【連結附属明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
【社債明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
【借入金等明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
【資産除去債務明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
（２） 【その他】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
２ 【財務諸表等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（１） 【財務諸表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
① 【貸借対照表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
② 【損益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
【売上原価明細書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
③ 【株主資本等変動計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
④ 【キャッシュ・フロー計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
【継続企業の前提に関する事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
【重要な会計方針】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
【会計処理方法の変更】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
【注記事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
【関連当事者情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
⑤ 【附属明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
【有価証券明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
【その他】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
【有形固定資産等明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
【引当金明細表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
（２） 【主な資産及び負債の内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
（３） 【その他】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
第７ 【提出会社の参考情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
１ 【提出会社の親会社等の情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
２ 【その他の参考情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年７月29日
【事業年度】	第15期（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　小方　功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長　　今野　智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長　　今野　智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		平成19年４月	平成20年４月	平成21年４月	平成22年４月	平成23年４月
売上高	（千円）	―	―	―	―	8,057,083
経常利益	（千円）	―	―	―	―	116,830
当期純利益	（千円）	―	―	―	―	160,898
包括利益	（千円）	―	―	―	―	165,080
純資産額	（千円）	―	―	―	―	1,131,964
総資産額	（千円）	―	―	―	―	2,658,228
１株当たり純資産額	（円）	―	―	―	―	124,652.01
１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	17,718.18
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	17,406.91
自己資本比率	（%）	―	―	―	―	42.5
自己資本利益率	（%）	―	―	―	―	15.2
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	7.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	―	89,068
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	―	△154,496
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	―	379,666
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	―	―	1,071,005
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	108 (19)

（注）１．第15期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		平成19年４月	平成20年４月	平成21年４月	平成22年４月	平成23年４月
売上高	（千円）	3,334,631	5,662,773	7,018,178	7,642,670	8,001,782
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△203,474	△158,031	93,784	102,138	76,043
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△305,420	△160,820	89,254	108,150	53,666
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	739,900	739,900	744,900	744,900	744,900
発行済株式総数	（株）	9,031	9,031	9,081	9,081	9,081
純資産額	（千円）	952,027	787,988	885,620	981,414	1,024,732
総資産額	（千円）	1,584,743	1,604,914	1,695,278	1,999,725	2,491,308
１株当たり純資産額	（円）	105,417.72	87,253.75	97,524.57	108,073.37	112,843.62
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	1,450.00 (―)	1,600.00 (―)	1,650.00 (―)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	△34,332.38	△17,807.60	9,841.67	11,909.51	5,909.79
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	60.1	49.1	52.2	49.1	41.1
自己資本利益率	（%）	―	―	10.0	11.6	5.3
株価収益率	（倍）	―	―	10.66	17.05	22.23
配当性向	（%）	―	―	14.7	13.4	27.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△126,266	△270,637	140,341	111,309	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△123,050	△56,893	△53,141	△76,975	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	57,380	46,185	△58,200	118,338	―
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	856,440	575,095	604,094	756,767	―
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	（人）	57 (34)	66 (42)	75 (23)	90 (19)	98 (19)

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．当社は、関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
３．第11期及び第12期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第13期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
４．自己資本利益率につきましては、第11期及び第12期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
５．第11期及び第12期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
６．第15期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成５年９月	東京都狛江市にラクーントレイドサービス（個人事業主）を創業
平成７年９月	有限会社ラクーントレイドサービス（資本金5,000千円）を設立
平成８年５月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする
平成10年８月	過剰在庫品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設
平成12年４月	本社を東京都渋谷区に移転
平成12年７月	ゼロ円スタートを特徴とするオークション販売を開始
平成12年９月	倉庫業務の外部倉庫委託体制を開始
平成12年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞
平成13年11月	本社を東京都中央区の自社倉庫機能付のビルへ移転 これにより自社検品体制へ移行
平成14年２月	新商品及び定番品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」を開設
平成14年９月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始
平成16年７月	本社を東京都中央区内で移転し、同時に物流カスタマーサポートの拠点であるECRセンターを設置
平成16年９月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始
平成18年４月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年10月	中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）公表
平成19年４月	本社を東京都中央区内で移転し、人員増加への対応及びオフィス業務を効率化
平成19年６月	大阪支社を新設し、西日本エリアの出展企業に対するサポート基盤を強化
平成20年９月	集客用の売れ筋商品を取り扱う企業間取引（BtoB）サイト「バイヤーズナビ」を開設
平成20年10月	事業再編に伴い「オンライン激安問屋」サイトを閉鎖
平成21年２月	「スーパーデリバリー」サイトリニューアル
平成21年５月	「バイヤーズナビ」「スーパーデリバリー」両サービスを統合 「スーパーデリバリー」へ一本化
平成22年11月	株式会社トラスト＆グロースの株式100%を取得し、子会社化

３【事業の内容】

当社グループは、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供する企業グループとして、①EC事業、②売掛債権保証事業を展開しております。

なお、次の２事業は「第５　経理の状況　１　連結財務諸表　(1) 連結財務諸表　注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

①EC事業

EC事業として、「スーパーデリバリー」という、アパレル・雑貨を全国の中小規模小売店向けに卸販売する企業間取引（BtoB]）サイトを運営しております。「スーパーデリバリー」は、主にメーカー（出展企業）と全国の小売店（会員小売店）を繋いでおり、出展企業から仕入れた商品を会員小売店に販売しています。

「スーパーデリバリー」に参加するためには、予め出展企業もしくは会員小売店としての登録が必要になります。また、「スーパーデリバリー」は出展企業からは毎月一定額の出展基本料を徴収し、会員小売店からは毎月一定額の会費を徴収しております。

(1)マーケットの現状

中小規模小売店は販路拡大を考えるメーカーにとって魅力的なマーケットであるものの、①小売店の信用リスクが比較的高い、並びに②売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

当社グループの運営するサイトにおいては、当社が会員小売店を集客しており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取引を行っている中小規模小売店を当社グループの運営するサイトでの取引に切り替えることで取引の効率化を行えます。

会員小売店は当社グループの運営するサイトを利用することで上記①,②の理由により従来取引が難しかったメーカーと取引を行うことが可能になります。さらに、効率的に多数の出展企業の多様な商品の情報を入手して仕入を行うことや、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減も行えます。

(2)取引の概要

取引の概要としましては、販売企業が当社グループの運営する「スーパーデリバリー」サイト上に出展することから始まります。出展企業は、サイト上にショッピングモールのように並び、会員小売店と注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ対応を2社間で直接行い、商品代金の決済に関しましては当社を介して行う仕組みになっております。

会員小売店は、各出展企業が掲載している商品情報をサイト上で閲覧し、発注を行います。出展企業は「スーパーデリバリー」の出展企業用管理画面により会員小売店からの発注を確認し、会員小売店に商品を直接発送します。商品の発送データは出展企業用管理画面を利用して当社に送信されます。当社は、出展企業からの商品発送データに基づき会員小売店からの代金回収及び出展企業への代金支払いを行っております。会員小売店からの代金回収は、信販、クレジット、掛売り販売あるいは、配送業者の代金引換便を利用した代金回収（こちらは、出展企業が配送業者を通じて会員小売店より代金回収）となっております。

なお、掛売り販売につきましては子会社である株式会社トラスト＆グロースより小売店による当社への支払いにつき保証を受けております。

商品は出展企業から会員小売店に直送され、当社を経由いたしませんが、売買契約は出展企業と当社、当社と会員小売店で別個に存在いたします。出展企業が商品を会員小売店に発送し、商品発送データを当社に送信した段階で商品の所有権は出展企業から当社に移転し、同時に当社から会員小売店に出荷通知することで商品の所有権は当社から会員小売店に移転いたします。

（取引図）

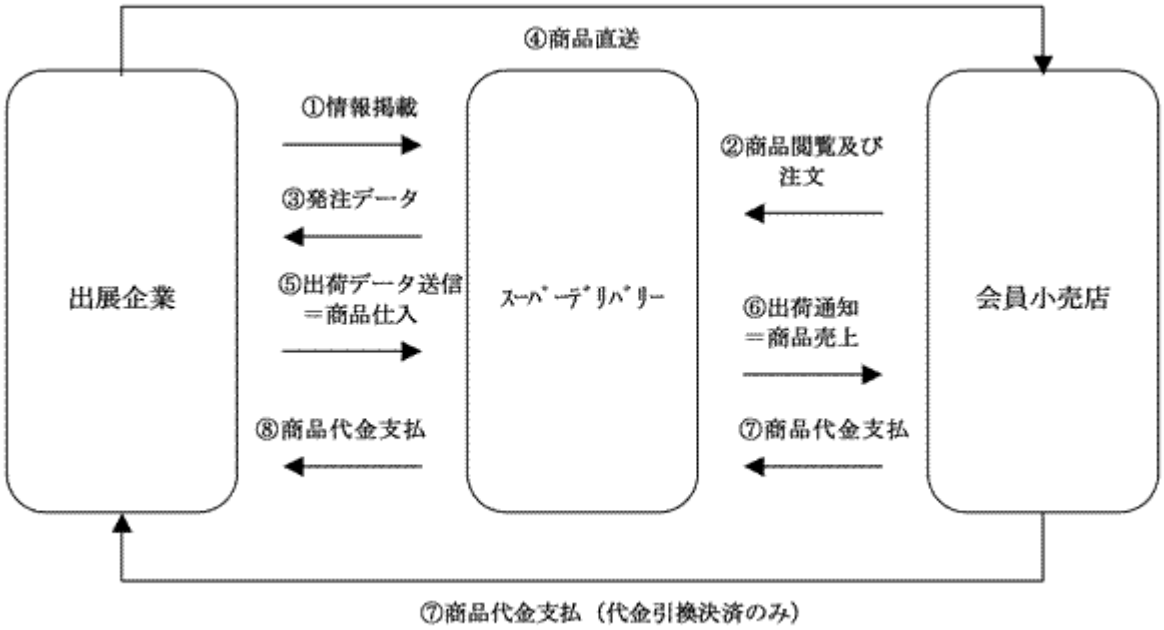

(3)サイトの特徴

「スーパーデリバリー」はアパレル及び雑貨のメーカーを中心としたこだわりの商品を持っている企業（出展企業）と、他店との差別化が出来る商品を探す小売店が出会い、取引を行うことの出来る企業間取引（BtoB）サイトです。

会員小売店は各出展企業との取引に先立って、各出展企業の取引審査を受ける必要があります。具体的には、会員小売店が各出展企業の企業概要、掲載商品等を閲覧し、取引を希望する出展企業に取引開始の申込みを行います。取引開始の申込みを受けた出展企業は会員小売店の店舗概要を閲覧し、取引に応じるか否かの審査を行います。なお、出展企業が出品している商品の販売価格等の詳細な情報は、出展企業から取引許可を受けた会員小売店のみが閲覧出来ることとなっております。

これにより、出展企業は販路の選定が出来るとともに、自社が取引を希望する会員小売店のみに卸値等の重要情報の開示を行うことが可能になり、また、メールや電話等で直接、新商品や販促に関する情報などの営業行為を行うことが可能になります。

②売掛債権保証事業

子会社である株式会社トラスト＆グロースにおいて、売掛債権保証事業を行っております。売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証額を支払うサービスとなっております。当該、売掛債権保証事業は、EC事業の「スーパーデリバリー」に対してもサービス提供をしております。

(1)ニーズの背景

事業会社は、商取引を行う際、取引先企業に対する与信リスクの懸念が発生いたします。与信リスクの回避には、取引先企業の与信管理が重要になりますが、自社で管理するには、与信管理業務はコスト負担の重いこと、さらに、取引先企業の売掛債権が倒産等により未回収となる可能性もあるため、事業会社は慎重にならざるを得ず、積極的に取引先の拡大を指向しても、なかなか難しいのが現状です。

当該サービスは、事業会社が株式会社トラスト＆グロースと保証契約を締結することで、事業会社の取引先の売掛債権に回収不能が発生した場合において、予め設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト＆グロースが保証金額を支払うサービスであります。当該サービスの利用により、保証契約を締結した事業会社は、与信リスクの排除が可能になり、また同時に、与信のアウトソーシングと債権回収業務を削減することが出来ます。取引先企業に対する与信リスクを最小化出来ることで、事業会社は、取引の活性化を実現することが可能になります。

(2)取引の概要

取引の概要としましては、事業会社が当社グループと保証契約を締結することから始まります。

保証契約締結後、株式会社トラスト＆グロースは、保証契約企業の依頼に基づき、取引先企業の保証審査を行います。保証審査は、情報提供会社から入手した情報と、株式会社トラスト＆グロースで蓄積したデータベースや過去の経験値等に基づき、保証引き受けが可能かどうかの判断を行い、審査結果を、保証契約企業へ通知いたします。

保証契約企業は、審査の結果、株式会社トラスト＆グロースが保証を引き受けられると判断した取引先企業に対する売掛債権の保証依頼を行います。尚、保証依頼により、保証料が発生いたします。

保証先企業の売掛債権に代金回収の不能が発生した場合において、予め設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト＆グロースより、保証契約企業に対し保証金額が支払われます。これにより、株式会社トラスト＆グロースは保証履行をした保証先に対する求償債権を取得いたしますので、保証先に対し請求を行います。

（取引図）

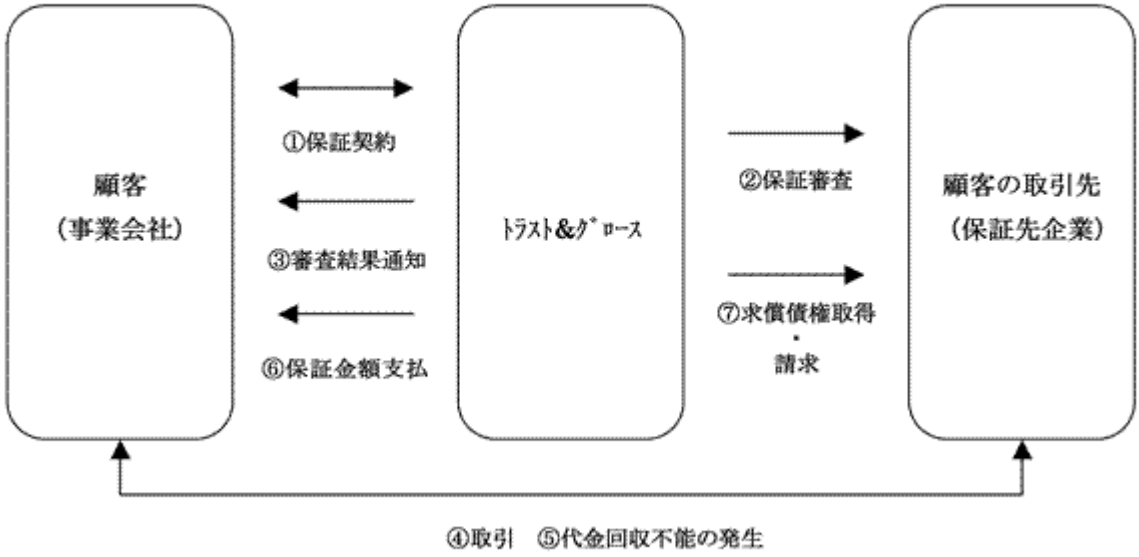

(3)サービスの特徴

株式会社トラスト＆グロースのサービスは、特に中小企業に対する売掛債権保証を強みとしていることから、当該サービスは、取引先に中小企業を抱える多くの企業に利用されております。

商品は、保証依頼企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、各種取り揃えております。その中から、事業会社は保証の規模や、期間、予算等に応じて自由に選択することができます。

（事業系統図）

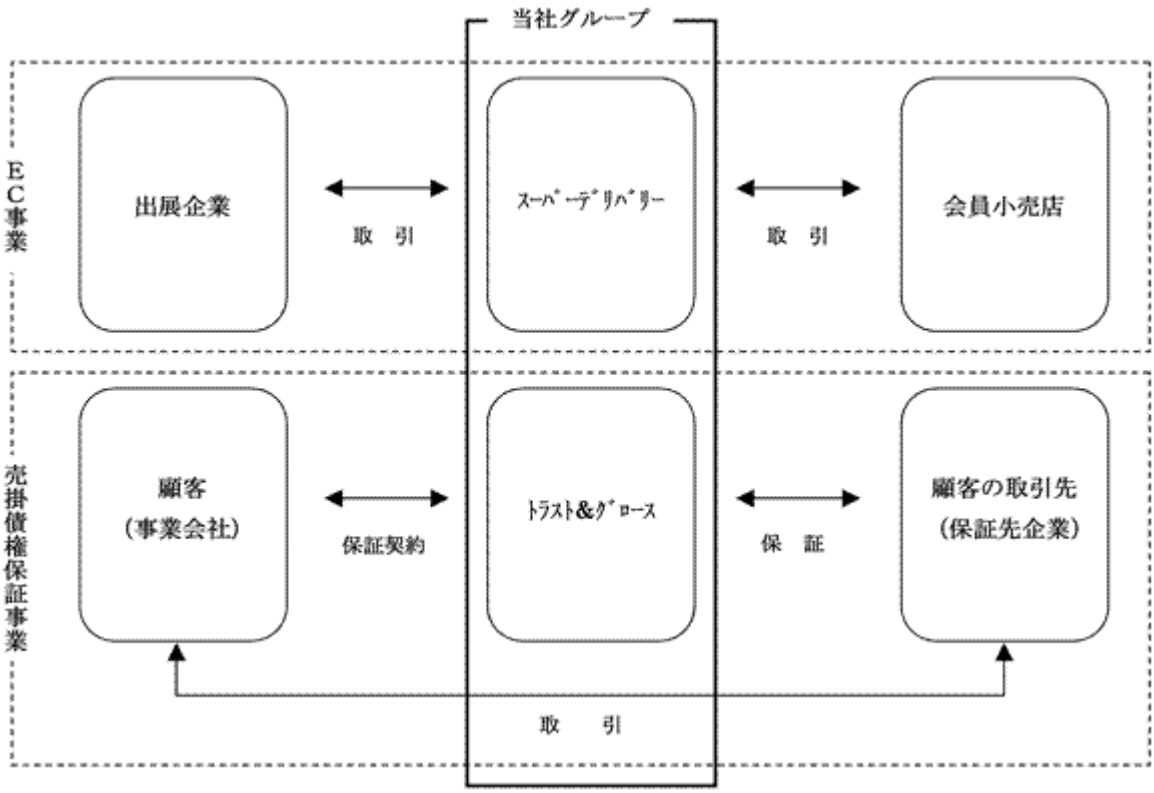

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社トラスト&グロース	東京都中央区	50,000	売掛債権保証事業	100	売掛債権の保証サービスを利用 役員兼任４名 （うち当社従業員１名）

（注）１．「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
２．特定子会社に該当する会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年４月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
EC事業	98 (19)
売掛債権保証事業	10 (－)
合計	108 (19)

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．従業員数欄の（ ）外数は、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均雇用人員(１日８時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年４月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
98 (19)	31.2	4.2	5,212,033

セグメントの名称	従業員数（人）
EC事業	98 (19)
合計	98 (19)

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．従業員数欄の（ ）外数は、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均雇用人員(１日８時間換算)であります。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成22年５月１日～平成23年４月30日）におけるわが国経済は、政府の景気刺激策や新興国の経済成長などに支えられ、緩やかな回復基調となりました。一方で、急激な円高進行や雇用環境の低迷など、厳しい経済環境は引き続いており、景気の底入れを確認出来る状況にはありません。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災は日本経済に甚大な被害を与えており、企業による経済活動や消費動向に及ぼす影響は計り知れず、引き続き不透明感の強い状況になっております。

このような状況の中、当社グループは、「中期経営戦略総括及び平成23年4月期以降の経営方針に関するお知らせ」（平成22年6月4日公表）で公表いたしましたとおり、当連結会計年度からを「中期経営戦略」（前事業年度末で終了）以降の第2ステージと位置付け、持続的な成長に向け、会員小売店及び出展企業の「質の向上」を図ることで、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいりました。

また、平成22年11月30日付で、株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、子会社化いたしました。株式会社トラスト＆グロースは、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を企業に支払う売掛債権保証事業を提供しております。同社の子会社化により与信管理ノウハウを内部に取り込んだことで、従来より検討してきた中小企業間決済を当社グループの新たな事業ドメインとするために、新しいビジネスモデルの開発に取り組み始めました。

一方で、東日本大震災の影響といたしましては、売上高は一時的に大幅に減少しましたが、時間の経過とともに徐々に回復基調となりました。利益面につきましては、災害による損失6,738千円を特別損失として計上しております。災害損失には、未回収見込額、被災エリアの会員小売店に対する送料及びポイントバックに要する費用等を含んでおります。

この他、特別損失に投資有価証券評価損を5,344千円、ソフトウェア仮勘定の除却に伴う固定資産除却損を11,049千円、ソフトウェアの減損損失を17,639千円計上しております。また、主に当連結会計年度に取得した連結子会社における繰延税金資産の増加に伴い法人税等調整額116,111千円の計上を行っております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,057,083千円、営業利益125,352千円、経常利益116,830千円、当期純利益160,898千円になりました。（なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との対比は行っておりません。）

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①EC事業

当事業におきましては、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいりました。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得することにより、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

「会員小売店」につきましては、平成22年6月より審査基準の引き上げを段階的に実施いたしました。審査基準引き上げに伴い、新規に獲得する会員小売店数が以前と比べ減少して推移している影響で、全体の会員小売店数が伸び悩みました。その結果、会費課金件数が緩やかに減少して推移し、当連結会計年度の会費売上高は微増に留まりました。

また、全体の会員小売店数の伸び悩みは、購入客数にも影響しました。しかしながら、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の購入率、客単価が、それ以前に獲得した会員小売店と比べ向上していることで、商品売上高の増加を牽引しました。ただし、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の全体に対する占有率は現状ではまだ低いことから、当連結会計年度の商品売上高の増加率は低い水準に留まりました。

一方で、「出展企業」につきましても、前事業年度より引き続き審査基準を引き上げ、より「小売店のニーズに適合した質の高い企業」に絞って出展させることに加え、当社グループからも積極的な営業をかけ、「スーパーデリバリー」全体の「ブランド価値」向上に資する企業を誘致することに努めました。この絞込みにより、出展企業数が減少した結果、当連結会計年度の出展基本料売上高が減少しましたが、その一方で出展企業１社あたりの取引金額は増加しております。

費用面につきましては、「スーパーデリバリー」の会員小売店に対する未回収の売掛債権について個別に回収可能性を検証し、貸倒引当金繰入額20,632千円を計上しております。この未回収の売掛債権は主に、株式会社トラスト＆グロースを子会社化する以前に、「スーパーデリバリー」の掛売り販売による売掛債権を自社リスクで管理出来るかどうか検証するために、一部試験的に当社グループにてリスクをとって販売することにより発生した売掛債権になります。この他、ポイント利用率の向上によるポイント関連コストの増加、及び、人員増加に伴う人件費の増加が発生いたしました。しかしながら、その他の販売費及び一般管理費につきましては、連結会計年度全般において全体的に低水準で推移いたしました。

この結果、EC事業の売上高は8,001,782千円（前年同期比104.9%）、セグメント利益は80,142千円となりました。

なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数29,412店舗（前期末比1,041店舗増）、出展企業数967社（前期末比67社減）、商材掲載数275,130点（前期末比8,594点増）となりました。

②売掛債権保証事業

平成22年11月30日付で、株式会社トラスト＆グロースの株式の100％を取得し、子会社化したことで、当第3四半期より、売掛債権保証事業を開始しております。当事業は、前述したとおり、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。

当事業におきましては、売掛債権保証事業のビジネスを拡大させるために、販売チャネルの拡充に取り組んでまいりました。具体的には、従来より業務提携を行っている事業会社の顧客向けにOEM形式により提供している売掛債権保証サービスをリニューアルしてサービス提供を実施、また、新規の業務提携契約を締結する等、積極的に活動してまいりました。

この結果、売掛債権保証事業の売上高は87,883千円、セグメント利益は23,500千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,071,005千円になりました。（なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との対比は行っておりません。）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は89,068千円になりました。この主な要因は、取引量の増加に伴い売上債権が96,019千円増加した一方で、税金等調整前当期純利益を72,613千円計上及び減価償却費を60,493千円計上、貸倒引当金が25,737千円増加、仕入債務が32,472千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は154,496千円となりました。この主な要因は、ソフトウエア開発及びソフトウエア購入による無形固定資産の取得のための支出が67,190千円と子会社株式の取得による支出が95,216千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は379,666千円となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が104,804千円発生した一方で、長期借入れによる収入300,000千円、短期借入れによる収入100,000千円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入99,000千円が発生したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは「EC事業」において、アパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

また、「売掛債権保証事業」において、該当事項はありません。

(3) 販売実績

①当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	前年同期比（%）
EC事業	(千円)	8,001,782	―
売掛債権保証事業	(千円)	55,300	―
合計	(千円)	8,057,083	―

（注）　１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３．当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比較は行っておりません。

②EC事業の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別		当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	前年同期比（%）
商品売上	(千円)	7,408,199	105.4
会員小売店向け売上（会費）	(千円)	252,275	100.5
出展企業向け売上（基本料等）	(千円)	341,307	97.1
合計	(千円)	8,001,782	104.9

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

①グループ経営管理体制について

当社グループは平成23年4月期の第4四半期よりグループ経営体制へ移行し、「グループビジョン」を作成いたしました。

グループ内では、EC事業と売掛債権保証事業の中小企業間取引にかかるサービスを提供しており、ターゲットも重なっていることから、グループで緊密な連携を行うことやお互いのリソースを相互に投入することで、それぞれの事業規模の拡大を図りながら、新規事業の開発等、様々なシナジー効果が期待出来ると考えております。

今後は、「グループビジョン」に沿って、グループ連携を緊密に行って各事業の育成を図りながら、グループ全体の企業価値向上を見据えたグループ経営を推進していく方針であります。

②EC事業

a.競合企業への対応

当社グループの事業領域であるインターネットによる企業間取引（BtoB）サイト運営事業には多数の競合企業が存在し、今後は競争がより一層激しくなってくるものと思われます。しかしながら、競合企業の存在はインターネットによる企業間取引サイトの認知向上及び企業間取引市場の市場規模拡大につながる可能性が高く、当社グループにとっては脅威であると同時にメリットも大きいと考えます。

当社グループでは、『中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標』に記載したとおり、「質の向上」をより重視していく方針であります。具体的には、「会員小売店」及び「出展企業」の利便性の向上を図るとともに小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加に取り組み、また、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上に努めることにより、「会員小売店」及び「出展企業」の満足度を向

上させ、競合他社に対し差別化を図ってまいります。

b.メイン仕入先としてのポジショニング確保

当社グループは新規顧客の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引拡大が中長期的な当社グループの事業規模の拡大につながると考えております。

平成23年4月末現在、会員小売店数は29,412店舗となっております。しかしながら、全ての会員小売店が毎月商品を購入しているわけではないことから、既存会員小売店の安定的な取引を拡大していく必要があります。そのため、当社グループでは、『中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標』に記載したとおり、「質の向上」をより重視していく方針であります。具体的には、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業１社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

c.掲載商品に関する法的リスクの管理

当社グループの取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や加工食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社グループでは掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

③売掛債権保証事業

a.審査精度の向上

売掛債権保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく適切な保証引受審査を行うことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業に対する審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後も継続的に審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。

b.利益の安定性

売掛債権保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であります。この影響により、１件あたりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、保証先企業に対する審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生のインパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。

④新規事業の開発

当社グループでは、中小企業間の商取引は、消費者向け取引に比べ、整備や仕組みの進化が遅れており、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うための新たなサービスに対するニーズは高いと考えております。今後は新しいビジネスモデルの開発に積極的に取り組むことで、新たな企業間取引のインフラを創造するとともに、事業規模拡大と収益源の多様化を進めていく方針です。この方針により、当社グループでは昨年末より新規事業の開発に取り組んでおります。開発中の事業は、中小企業間の取引をより便利でスムーズなものにするための企業間の資金決済に特化したサービスで、「スーパーデリバリー」の一機能としての決済機能を広く企業間決済分野に応用するようなビジネスモデルを想定しております。現段階では開発中により、具体的なビジネスモデルも確定しておりませんが、当社グループの新たな収益源として担っていけるサービスとなるよう開発を進めていく方針です。

４【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在における当社グループの経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現することを保証するものではありません。

Ⅰ　EC事業について

（１）「スーパーデリバリー」の事業拡大の前提条件について

「スーパーデリバリー」はインターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトであり、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店を中心とした会員小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、ニーズの高い出展企業の獲得及び出展企業１社の出品する商材掲載数の増加が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、客単価やリピート率の向上といった稼働率の高い小売店を顧客として多数獲得することが必要になります。したがって、質の高い会員小売店及び出展企業を獲得し、商材掲載数を拡大するとともに、会員小売店の継続利用を促すことが当社グループの事業規模拡大のための前提条件になります。そのため、質の高い会員小売店、出展企業の獲得及び商材掲載数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

（２）与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより、会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」を利用するメリットのひとつとなっておりますが、一方で出展企業は当社グループに対する与信リスクを負担しております。したがって、当社グループの財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないことになります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（３）出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

①「スーパーデリバリー」の出展企業からの安定的収益として、平成18年10月以前の契約企業からは１年ごとに出展更新料を徴収しております。また、平成18年11月以降の契約企業からは毎月定額の出展企業基本料を徴収しております。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出展企業数が減少した場合においては、出展更新料売上高及び出展企業基本料売上高が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

②販売先である中小規模小売店は、審査通過後に会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社グループの業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

上記①及び②の事態が長期化した場合は、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（4）会員小売店に対する売上債権の管理について

「スーパーデリバリー」において商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理（売掛金の貸倒リスクの管理）が重要になります。「スーパーデリバリー」では、会員小売店からの代金回収方法としては、当社グループへの支払いにつき一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、信販もしくはクレジット、代金引換便を利用した回収方法を用いることで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当該事業及び当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、保証を受けた掛売り取引については、当社グループの株式会社トラスト＆グロースが保証を行っておりますのでグループ全体で考えた場合は実質的には会員小売店に対する貸倒リスクを全て負担していることになります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（5）システム障害について

「スーパーデリバリー」はインターネットを通じて取引を行っておりますので、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては事業の全体、あるいはその一部が中断され、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社グループでは、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行えない状態になった場合においても当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

（6）取引先情報の管理体制について

当社グループは、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取り扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社グループでは、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社グループの社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

（７）法的規制について

「スーパーデリバリー」の主な取り扱い商品はアパレル及び雑貨でありますが、取り扱う商品の中には一部下記の様な法規制を受ける商品が存在しております。

①ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意し、必要に応じてインボイス等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

また、並行輸入品も含めた海外ブランド品の取り扱いに関しましては、別途真正商品である旨、偽ブランド品や知的財産権侵害商品を取り扱った場合には出展企業が責任を取る旨の誓約書の提出を求めることで関連法規・法令等の遵守に努めております。しかしながら、販売した商品に万が一、上記記載の知的財産権等を侵害するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

②医薬部外品、化粧品、加工食品等の販売について

「スーパーデリバリー」の取り扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、加工食品（健康食品を含む）は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社グループは、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」及び「加工食品などの出展に関する特則」）を規定し、関連法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社グループ内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品的表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示

（８）売上高の季節的変動について

「スーパーデリバリー」の売上高は商品売上高（サイトを通して商品販売を行うことによる売上高）が主要な部分を占めておりますが、商品売上高は比較的季節変動性の高い性質を有しております。具体的には、小売店におけるセール時期の終了した直後にあたる８月及び１月、２月において売上高が減少する傾向があります。

（９）外部環境について

①企業間電子商取引の普及の可能性について

当社グループは、「スーパーデリバリー」という企業間取引（BtoB）サイトを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。「平成20年度我が国のIT利活用に関する調査研究」（経済産業省）によると平成20年度の企業間電子商取引の市場規模は159兆円と報告されております。また、業種別市場規模構成比は、当社グループの属する卸売業の占める割合が製造業に続いて第2位になっております。ただし、インターネットによる企業間電子商取引は歴史が浅く、今後も上記と同様に普及が進展する保証はありません。また、インターネットを介して商品を仕入れるという取引が、従来の商習慣には存在しないものであったことから、インターネットを介して商取引を行うことに抵抗感がある企業や小売店も未だ多く、この点が企業間電子商取引の市場規模拡大の障害となる可能性も否定できず、当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす要因になる可能性があります。

②中小規模小売店のマーケット規模について

当社グループは「スーパーデリバリー」を通して、中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。「スーパーデリバリー」のターゲットとなる中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成19年商業統計（経済産業省）によると「アパレル」及び「住関連（注）」のマーケット約34兆円のうち、従業員が9名以下の中小規模小売店の占める割合は43.5%程度であります。「アパレル」及び「住関連」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社グループは、インターネットによる仕入取引の拡大に期待しております。新規開業者はインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「住関連」を取り扱う中小規模小売店のマーケット（小売店数、取引金額等）が当社グループの想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)商業統計には「雑貨」という区分が存在しないため、「住関連」区分のうち当社グループの取り扱いのあるものをピックアップし集計しております。

③競合について

当社グループは、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店に対して販売しております。運営開始以来、当社グループでは、インターネットによる卸販売特有のノウハウ及びシステム開発力等により他社との差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、商品の品揃えの充実化等に取り組むことで、競争力の向上に努めております。また、購入客数や客単価、リピート率の向上といった既存会員小売店の稼働率アップや、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業１社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上にも取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社グループと同様にインターネット上に設けた企業間取引（BtoB)サイトを運営しサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

Ⅱ　売掛債権保証事業について

（１）収益構造について

売掛債権保証事業は、顧客である事業会社から徴収する売掛債権の保証料を売上高として計上し、保証を引き受けた結果、発生するコスト（保証履行や貸倒等の費用）を差し引いた金額が売上総利益となっております。一方、売掛債権保証事業は保証履行が増加するような景気が悪化する経済環境において、顧客の保証ニーズも高まります。こうしたことから、当社グループでは、売掛債権保証事業は、保証残高を積み上げるとともに、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく、適切な保証引受審査を行うことがビジネスモデル上、重要であると考えております。

そのため、日々の営業活動を積極的に行うことで保証残高を積み上げることに尽力する一方で、保証履行を適切な水準に抑えるために、保証先企業の審査基準についても適時に見直しを行い、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めております。

また、事業会社から徴収する保証料についても、同様にこれまでの保証履行実績とその時々の経済情勢を反映させ、随時見直しを行っております。しかしながら、想定する以上の保証履行が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）競合について

売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証額を支払うサービスであります。サービス開始以来、特に中小規模の企業に対する売掛債権保証を強みとしたサービスの提供により、他社との差別化を図ってまいりました。また、保証先企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、商品を各種取り揃えることで事業会社のニーズに即したサービス提供に努めております。

しかしながら、同様に事業会社向けに売掛債権保証を行う競合企業や類似した債権保証に係るサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（３）法的規制について

売掛債権保証事業は、「保険業法」上の保険業、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の債権管理回収業、「金融商品取引法」上の金融商品取引業、及び「貸金業法」上の貸金業のいずれにも該当せず、監督官庁は存在いたしません。したがって、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、売掛債権の保証事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

Ⅲ　当社グループの事業体制について

（１）システム開発及び運用・管理の体制について

当社グループでは、現在、主に自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。EC事業は、インターネット上の商取引サイトの運営であるため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上重要であります。したがって、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行えなかった場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社グループの業務運営に支障をきたす可能性があります。

（２）災害に関するリスク

当社グループは、東京都中央区に本社を置き、グループ全体の経営管理体制機能を集約しております。そのため、大規模な自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が、本社エリアに発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（３）新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追及した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとしております。これにより、今後、企業間取引にかかる分野の新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針ですが、事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることが予想されます。そのため、新規事業の開発等の影響により、当社グループ全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。また、新規事業が当社グループの想定どおりに推移する保証はなく、その場合は当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

さらに、予期せぬ環境の変化等により新規事業が当社グループの期待通りの成果をあげられなかった場合においても当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

Ⅳ　その他

（１）ストック・オプションについて

当社グループは、取締役・監査役及び従業員の経営参画意識高揚のために旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定にしたがって、平成16年7月30日及び平成17年7月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づく新株引受権もしくは新株予約権（以下、総称して「ストック・オプション」といいます）を付与しております。また、今後に関しましてもストック・オプションの付与を行う可能性があります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本報告書提出日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は1,820株（発行済株式数に対して10.0%）となっております。

（２）無担保転換社債型新株予約権付社債について

当社グループは、平成22年12月6日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という）を発行しております。権利行使により本新株予約権付社債の株式転換がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります、なお、本報告書提出日現在での本新株予約権付社債による潜在株式数は1,320株（発行済株式数に対して7.3%）となっております。

なお、本新株予約権付社債は、当社株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整が行われますが、いわゆるMSCBに該当しうるような株価の下落による転換価額の修正はありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債および収益・費用の計上および開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、一部前年同期との対比は行っておりません。

①売上高

当連結会計年度における売上高は、8,057,083千円を計上しました。

セグメント別の売上高は、EC事業においては前年同期比104.9%の8,001,782千円を計上しております。EC事業におきましては、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいりました。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得することにより、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

「会員小売店」につきましては、平成22年6月より審査基準の引き上げを段階的に実施いたしました。審査基準引き上げに伴い、新規に獲得する会員小売店数が以前と比べ減少して推移している影響で、全体の会員小売店数が伸び悩みました。その結果、会費課金件数が緩やかに減少して推移し、当連結会計年度の会費売上高は前年同期比100.5%の252,275千円と微増に留まりました。

また、全体の会員小売店数の伸び悩みは、購入客数にも影響しました。しかしながら、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の購入率、客単価が、それ以前に獲得した会員小売店と比べ向上していることで、商品売上高の増加を牽引しました。ただし、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の全体に対する占有率は現状ではまだ低いことから、当連結会計年度の商品売上高は前年同期比105.4%の7,408,199千円と低い増加率の水準に留まりました。

一方で、「出展企業」につきましても、前事業年度より引き続き審査基準を引き上げ、より「小売店のニーズに適合した質の高い企業」に絞って出展させることに加え、当社グループからも積極的な営業をかけ、「スーパーデリバリー」全体の「ブランド価値」向上に資する企業を誘致することに努めました。この絞込みにより、出展企業数が減少した結果、出展基本料売上高は、前年同期比97.1%の341,307千円と減少しましたが、その一方で出展企業１社あたりの取引金額は増加しております。

売掛債権保証事業においては、87,883千円を計上しております。売掛債権保証事業におきましては、売掛債権保証事業のビジネスを拡大させるために、販売チャネルの拡充に取り組んでまいりました。具体的には、従来より業務提携を行っている事業会社の顧客向けにOEM形式により提供している売掛債権保証サービスをリニューアルしてサービス提供を実施、また、新規の業務提携契約を締結する等、積極的に活動してまいりました。

②売上総利益

上記の諸要因により、売上総利益は、1,339,021千円となり、売上総利益率は、16.6%となりました。

③販売費及び一般管理費

「EC事業」において、「スーパーデリバリー」の会員小売店に対する未回収の売掛債権について個別に回収可能性を検証し、貸倒引当金繰入額20,632千円を計上した他、人員増加に伴う人件費の増加の発生により、販売費及び一般管理費は、1,213,668千円、売上高に対する比率は15.1%となりました。

なお、株式会社トラスト＆グロースに支払っていた「スーパーデリバリー」の掛売決済の売掛債権に対する保証料を決済手数料として計上しておりましたが、株式会社トラスト＆グロースの子会社化に伴い、内部コストとして相殺しており、変動費の売上高に対する比率が減少いたしました。

④営業利益、経常利益、当期純利益

上記の諸要因により、営業利益は125,352千円となりました。経常利益は、116,830千円となりました。株式会社トラスト＆グロースの子会社化に伴い、無担保転換社債型新株予約権付社債を発行したことで、新たに社債発行費及び社債利息が発生しております。また、当期純利益は160,898千円となりました。主な要因は、東日本大震災の影響により、災害による損失6,738千円を特別損失として計上した他、投資有価証券評価損を5,344千円、ソフトウェア仮勘定の除却に伴う固定資産除却損を11,049千円、ソフトウェアの減損損失を17,639千円、特別損失として計上しております。また、主に当連結会計年度に取得した連結子会社における繰延税金資産の増加に伴い法人税等調整額116,111千円の計上を行っております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２[事業の状況]３[対処すべき課題]および４[事業等のリスク]」をご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループでは企業間取引のインフラを創造していくことで企業集団の成長、拡大を行ってまいります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。

①EC事業

「スーパーデリバリー」については、引き続き「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいります。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得する事により、客単価や稼働率の向上を図り、両社の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

本来、企業間取引（BtoB）は、「仕入取引」であるため、継続的な取引が中心であると考えております。そのため、「スーパーデリバリー」も、継続的な取引を拡大させることが重要な要素であると認識しております。以前の施策により、経営指標である「会員小売店数」、「出展企業数」、「商材掲載数」がそれぞれ増加いたしましたが、併せて、継続的な取引に適応しない「会員小売店」、「出展企業」も増加いたしました。継続的な取引に適応しない会員小売店、出展企業の増加は、短期的には売上高のプラス要因となりますが、長期的には、会員小売店、出展企業の双方にとってプラスにならず、「スーパーデリバリー」のブランドイメージにもプラスにならないと考えており、今後、継続的な取引を拡大させるためには、「質の向上」の重要度が増してくるという結論に達しました。

一方で、現在、競合他社が多数出現し、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。こうした競合他社に対して差別化を図るためにも、「質の向上」の重要度が増してくるという結論に達しました。

そのため、審査基準を引き上げることで、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得し、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加に取り組み、また、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上にも取り組んでまいりました。

この取り組みにより、平成23年4月期においては、購入率、客単価が向上したものの、審査基準引き上げ後に獲得した「会員小売店」の占有率が低いため、全体の売上高に与えるインパクトは軽微な金額に留まりました。

平成24年4月期からは引き上げた審査基準の継続適用により、質の向上に引き続き取り組みながら、審査基準引き上げ後の「会員小売店」及び「出展企業」の数を増やすことにも注力し、取引の活性化を図りながら、売上高増加に努めてまいります。

②売掛債権保証事業

売掛債権保証事業については、保証残高を拡大することで、保証料収入を増加させ、事業規模拡大を図ってまいります。

そのために、様々な企業との間で業務提携契約を締結し、営業基盤の拡大に努めてまいります。その一方で、強みである中小企業への与信ノウハウをいかし、事業領域を絞り込むことで、他社と競合せずにコア・コンピタンスをいかせる領域に特化していく方針です。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との対比は行っておりません。

①流動性及び資金の源泉

当連結会計年度における流動比率及び自己資本比率は、それぞれ流動比率が202.8%、自己資本比率が42.5%となりました。

②キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、「第２[事業の状況]１[業績等の概要]（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

③財政状態

当連結会計年度末の総資産は、2,658,228千円になりました。流動資産は、2,325,652千円になりました。主な項目としては、現金及び預金が1,072,211千円、売掛金が1,068,238千円になっております。固定資産は、332,576千円になりました。主な項目としては、ソフトウエアとソフトウエア仮勘定が152,809千円、のれんが93,150千円になっております。

当連結会計年度末の負債は、1,526,263千円になりました。流動負債は、1,146,322千円になりました。主な項目としては、買掛金が694,856千円、短期借入金が100,000千円、1年以内返済予定の長期借入金が158,084千円になっております。固定負債は379,941千円になりました。主な項目としては、長期借入金が278,418千円、転換社債型新株予約権付社債が99,000千円になっております。

当連結会計年度末の純資産は、1,131,964千円になりました。主な項目としては、資本金が744,900千円、利益剰余金が254,519千円になっております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「(4) 経営戦略の現状と見通し」及び「第２[事業の状況]３[対処すべき課題]」をご参照ください。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資の総額は70,769千円であります。その主なものはEC事業のサイトシステムの開発及び社内業務システムに関わるソフトウエアの購入67,190千円、ならびに有形固定資産の購入3,579千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成23年４月30日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）							従業員数（人）
			建物	車両運搬具	工具、器具及び備品	ソフトウエア	リース資産	その他	合計	
本社（東京都中央区）	EC事業	事務所	9,072	0	2,073	138,640	―	1,423	151,209	83 (18)
支社（大阪府大阪市中央区）	EC事業	事務所	193	―	―	―	―	―	193	15 (1)

（注）１．建物には、本社賃借料（年間64,089千円）及び支社賃借料（年間8,268千円)は含まれておりません。
２．金額には消費税等は含まれておりません。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、年間平均雇用人員（１日８時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社

平成23年４月30日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数（人）
				工具、器具及び備品	合計	
株式会社トラスト＆グロース	本社（東京都中央区）	売掛債権保証事業	業務施設	1,027	1,027	10

（注）１．金額には消費税等は含まれておりません。
２．従業員数は就業人員です。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等（平成23年４月30日現在）

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
			総額（千円）	既支払額（千円）			
本社（東京都中央区）	EC事業	WEBアプリケーション開発	83,000	―	自己資本	平成23年５月	平成24年４月

（注）上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等（平成23年４月30日現在）

特記すべき事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,784
計	20,784

（注）平成23年４月14日開催の取締役会決議により、平成23年５月１日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は20,784株増加し、41,568株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成23年４月30日）	提出日現在発行数（株）（平成23年７月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,081	18,162	東京証券取引所（マザーズ）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	9,081	18,162	－	－

（注）１．平成23年４月14日開催の取締役会決議により、平成23年５月１日付で１株を２株に株式分割いたしました。これにより株式数は9,081株増加し、発行済株式総数は18,162株となっております。

２．「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①　平成16年７月30日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 （平成23年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年６月30日）
新株予約権の数（個）	484	484
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）(注２、６)	484	968
新株予約権の行使時の払込金額（円）(注１、４、６)	196,612	98,306
新株予約権の行使期間	自　平成18年９月１日 至　平成26年７月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）(注４、６)	発行価格　196,612 資本組入額　98,306	発行価格　98,306 資本組入額　49,153
新株予約権の行使の条件	（注３）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注３）	同左
代用払込に関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$調整後行使価額＝\frac{既発行株式数×調整前行使価格＋新発行・処分株式数×１株当り発行・処分金額}{既発行株式数＋新発行・処分株式数}$$

２．新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる１株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は１端株もしくは１単元株（発行時の１単元株は１株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が０となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

３．新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

４．平成22年11月17日開催の取締役会の決議により、平成22年12月６日を払込期日とする第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は200,000円から196,612円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は100,000円から98,306円に調整しております。
５．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
６．平成23年４月14日開催の取締役会決議に基づき、平成23年５月１日付で１株につき２株の割合をもって分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成17年７月29日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 （平成23年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年６月30日）
新株予約権の数（個）	76	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）(注２、６)	76	152
新株予約権の行使時の払込金額（円）(注１、４、６)	196,612	98,306
新株予約権の行使期間	自　平成19年９月１日 至　平成27年７月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）(注４、６)	発行価格　196,612 資本組入額　98,306	発行価格　98,306 資本組入額　49,153
新株予約権の行使の条件	（注３）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注３）	同左
代用払込に関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

２．新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる１株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は１端株もしくは１単元株（発行時の１単元株は１株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が０となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

３．新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

４．平成22年11月17日開催の取締役会の決議により、平成22年12月６日を払込期日とする第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は200,000円から196,612円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は100,000円から98,306円に調整しております。

５．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
６．平成23年４月14日開催の取締役会決議に基づき、平成23年５月１日付で１株につき２株の割合をもって分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

① 平成22年11月17日取締役会決議

区分	事業年度末現在 （平成23年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成23年６月30日）
新株予約権付社債の残高（千円）	99,000	99,000
新株予約権の数（個）	33	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1、8	660	1,320
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2、8	150,000	75,000
新株予約権の行使期間（注）3	自　平成22年12月６日 至　平成27年12月５日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）4、8	発行価格　150,000 資本組入額　75,000	発行価格　75,000 資本組入額　37,500
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込に関する事項	（注）2(1)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）１．新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。１株未満の端数を生じた場合は現金より精算するものとし、１円未満の端数は切り捨てる。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（１）各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

（２）各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、当初金15万円とする。ただし、転換価額は下記①～③に定めるところにより調整されることがある。

①転換価額の調整

本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

②転換価額が調整される場合

ⅰ）時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合

ⅱ）株式の分割により普通株式を発行する場合

ⅲ）時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券の発行又は付与する場合

③当社は、本項（２）②に掲げた事由によるほか、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う

ⅰ）株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき

ⅱ）本号ⅰ）のほか、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき

iii）転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

3．新株予約権を行使できない期間

①本新株予約権付社債の買入償却がなされる場合、本新株予約権付社債が償却される時以降

②本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合、所定の償還請求書が元利金支払場所に提出された時以降

③本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益の喪失時以降

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の一部行使はできないものとする

6．本新株予約権付社債は会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより本新株予約権又は本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。

7．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記①～⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

①承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

②承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③承継新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)２（２）と同様の調整に服する。

ⅰ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

ⅱ)その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

④承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。

⑤承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)３に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥承継新株予約権の行使の条件

(注)５に準じて決定する。

⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない

⑨その他

承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権者は、本新株予約権付社債についての社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、本新株予約権付社債についての社債と同様の承継会社等が発行する社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権者に対し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についての社債の代わりに交付できるものとする。

８．平成23年４月14日開催の取締役会決議に基づき、平成23年５月１日付で１株につき２株の割合をもって分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成18年５月１日～平成19年４月30日（注１）	223	9,031	22,000	739,900	21,500	593,300
平成20年７月24日（注２）	50	9,081	5,000	744,900	5,000	598,300
平成21年７月25日（注３）	－	9,081	－	744,900	△496,983	101,316

１．旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使及び、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による新株発行であります。

２．旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による新株発行であります。

３．会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

４．平成23年５月１日付をもって１株を２株に株式分割し、発行済株式総数が9,081株増加しております。

（６）【所有者別状況】

平成23年４月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	9	27	4	2	1,285	1,329	－
所有株式数（株）	－	99	93	305	227	14	8,343	9,081	－
所有株式数の割合（%）	－	1.09	1.02	3.36	2.50	0.15	91.87	100	－

（７）【大株主の状況】

平成23年４月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
小方　功	東京都中央区	2,975	32.76
安原　幹雄	京都府福知山市	395	4.34
松浦　俊見	東京都文京区	281	3.09
OCBC SECURITIES PRIVATELIMITED-CLIENT A/C（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	18 Church Street　#01 - 00 OCBC Centre South　Singapore 049479（東京都品川区東品川2丁目3-14）	186	2.04
石井　俊之	東京都中央区	170	1.87
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2丁目1-1東山ビル	160	1.76
都竹　洋彦	千葉県東金市	150	1.65
今野　智	東京都世田谷区	138	1.51
ラクーン社員持株会	東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目18-11	113	1.24
辻本　武信	東京都世田谷区	95	1.04
計	－	4,663	51.34

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年４月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　9,081	9,081	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	9,081	－	－
総株主の議決権	－	9,081	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

①平成16年7月30日定時株主総会決議

旧商法に基づき、平成16年7月30日定時株主総会終結の時に在任する当社取締役・監査役及び同日現在在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年7月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年７月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　2 当社監査役　　2 当社従業員　　29
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し403、監査役に対し128、使用人に対し346 合計　877　(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	98,306　　(注) 1
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) 1.新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2．新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる１株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は１端株もしくは１単元株（発行時の１単元株は１株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が０となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

②平成17年7月29日定時株主総会決議

旧商法に基づき、平成17年7月29日定時株主総会終結の時に在任する当社取締役・監査役及び同日現在在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年7月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年７月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　1 当社監査役　　1 当社従業員　　36
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し50、監査役に対し2、使用人に対し98 合計　150　(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	98,306　　(注) 1
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況②」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) １.新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

２．新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる１株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は１端株もしくは１単元株（発行時の１単元株は１株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が０となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として、中間配当することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が順調に拡大したことから、１株当たり1,650円の配当金の実施を行うことを決定いたしました。

来期以降の配当予想に関しては現段階では未定でありますが、今後の事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を図りながら経営成績の推移及び必要資金の状況を勘案しつつ配当を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業規模拡大のための備えとしたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)
平成23年７月23日 定時株主総会決議	14,983	1,650

4【株価の推移】

（1）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成19年４月	平成20年４月	平成21年４月	平成22年４月	平成23年４月
最高（円）	2,310,000	322,000	406,000	260,000	200,000 □77,100
最低（円）	274,000	134,000	88,000	106,000	97,200 □63,400

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、□印は、株式分割（平成23年５月１日、１株→２株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年11月	12月	平成23年１月	２月	３月	4月
最高（円）	157,500	162,900	149,900	170,000	155,000	191,000 □77,100
最低（円）	101,100	125,200	129,900	131,000	97,200	105,000 □63,400

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、□印は、株式分割（平成23年５月１日、１株→２株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長		小方　功	昭和38年７月５日生	昭和63年４月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 平成５年５月 ラクーントレイドサービス（個人事業主）創業 平成７年９月 有限会社ラクーントレイドサービス設立　取締役社長 平成８年５月 株式会社ラクーンに組織変更　代表取締役社長（現任）	(注) 2	2,975
取締役財務担当副社長	管理部長	今野　智	昭和47年１月25日生	平成６年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成10年４月 公認会計士登録 平成10年６月 公認会計士福田勉事務所入所 平成11年１月 東京共同会計事務所入所 平成12年７月 当社財務経理部長 平成12年７月 当社取締役財務経理部長 平成15年４月 当社取締役副社長兼財務経理部長 平成16年５月 当社取締役副社長兼管理部長 平成20年７月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長（現任）	(注) 2	138
取締役事業開発担当副社長		石井　俊之	昭和50年２月１日生	平成10年４月 大和ハウス工業株式会社入社 平成12年３月 当社入社 平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー 平成14年９月 当社ＣＳ推進部長 平成15年１月 当社セールスマネージメント部長 平成15年７月 当社取締役セールスマネージメント部長 平成15年12月 当社取締役事業戦略部長 平成18年５月 当社取締役経営企画室長 平成20年５月 当社取締役社長室長 平成20年７月 当社取締役経営戦略担当副社長兼社長室長 平成21年５月 当社取締役経営戦略担当副社長兼事業企画部長 平成22年12月 当社取締役経営戦略担当副社長 平成23年６月 当社取締役事業開発担当副社長（現任）	(注) 2	170
取締役	社長室長	阿部　智樹	昭和54年10月21日生	平成13年３月 当社入社 平成16年６月 当社セールスマネージメント部部長 平成18年５月 当社経営企画室副室長 平成20年５月 当社事業企画部長 平成20年７月 当社取締役事業企画部長 平成21年５月 当社取締役社長室長 平成23年５月 当社取締役リテイルマネージメント部長 平成23年６月 当社取締役社長室長(現任)	(注) 3	36

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役		佐藤　博	昭和31年11月19日生	昭和57年１月 株式会社ＵＧ都市設計(現株式会社ＵＧ都市建築)　入社 昭和58年10月 株式会社ハウザー　入社 昭和61年９月 不動産ニュース株式会社(現アットホーム株式会社)　入社 平成18年11月 同社　退社 平成20年７月 当社常勤監査役（現任）	(注)４	11
監査役		千葉　清二	昭和23年２月19日生	昭和45年４月 同栄信用金庫（現さわやか信用金庫）入庫 平成元年２月 同栄信用金庫日本橋支店支店長代理 平成９年２月 同栄信用金庫東日本橋支店次長 平成17年４月 当社常勤監査役 平成20年７月 当社非常勤監査役（現任）	(注)４	9
監査役		藤本　忠久	昭和33年10月14日生	昭和61年12月 司法書士登録 平成13年１月 麻布司法書士事務所主宰（現任） 平成18年７月 当社非常勤監査役（現任）	(注)５	14
計						3,353

(注)１．監査役佐藤博、千葉清二及び藤本忠久は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
２．平成23年7月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
３．平成22年7月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
４．平成20年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
５．平成22年7月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレートガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー（出展企業、会員小売店、取引先、従業員等）と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレートガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

①企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

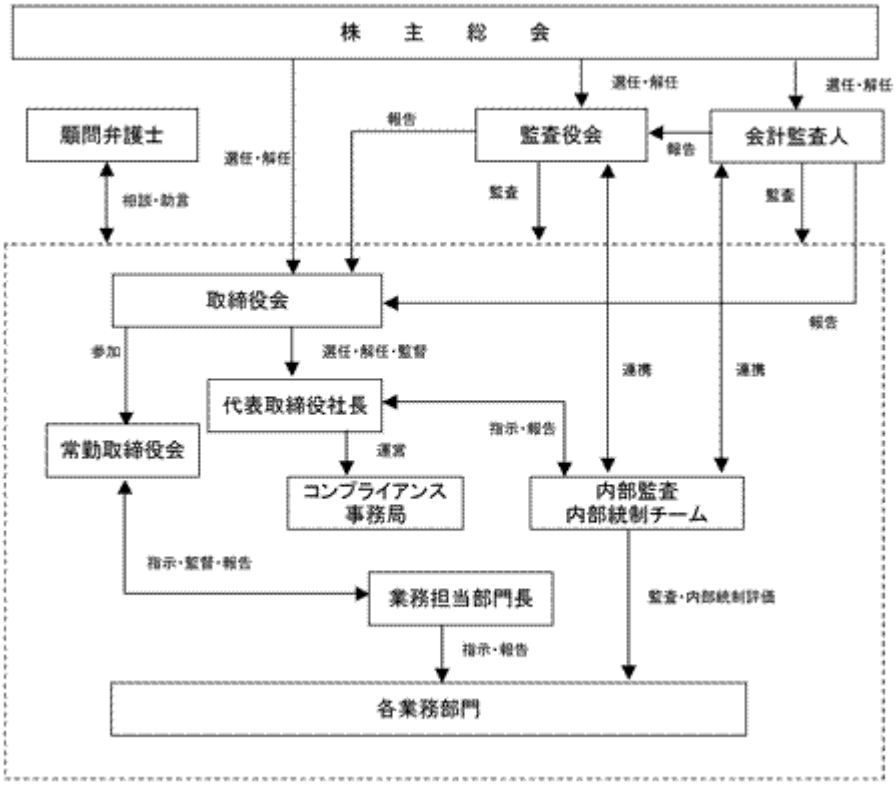

当社は監査役会制度を採用しております。取締役会は4名の社内取締役で構成され、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は社外監査役3名によって構成され、うち1名が常勤監査役となっております。常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。なお、当社では、小規模組織であること、適任者がいないことにより社外取締役を設置しておりませんが、取締役会は有効に機能していると考えております。この理由といたしまして、まず、当社の監査役会は、3名全員が社外監査役で構成され高い独立性を有しております。また、常勤監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。常勤監査役は、取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものを考えております。

ロ．会社の機関の内容

ⅰ．取締役会

取締役会は、取締役4名、監査役3名により構成されており、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

ⅱ．監査役会

監査役会は、監査役3名によって構成されており、定時監査役会を年6回、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

ⅲ．常勤取締役会

常勤取締役会は、常勤取締役4名により構成されており、必要に応じて適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未満の経営の重要事項についての審議を行っております。

ⅳ．コンプライアンス事務局

コンプライアンス推進のため、コンプライアンス事務局を設置しております。代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理部法務担当者をコンプライアンス担当事務局としております。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンスマニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

ⅴ．内部統制チーム

内部統制の整備・運用状況の評価のため、内部統制チームを設置しております。評価責任者である代表取締役社長及び取締役財務担当副社長に任命された担当者が内部統制評価基本計画書に基づき、整備と運用評価を実施しております。なお、各担当者は兼務部署の評価は行わないこととしております。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社の内部統制システムは、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

１．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

２．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月１回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。
常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未満の経営の重要事項についての審議を行う。
職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

５．当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。
子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。
必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。
当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

６．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

７．前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

８．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることが出来る。
取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることが出来る。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

②内部監査及び監査役監査の状況
当社は代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された管理部内に設置する内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査に関する責任者は管理部長とし、担当者は、管理部総務人事担当所属員としております。ただし、管理部総務人事担当に対する監査については、担当者は管理部財務経理担当所属員としております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。将来的に専任の内部監査担当者を設置することも積極的に検討する予定です。
監査役会は監査役3名によって構成され、3名全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。常勤監査役につきましては、これまで培ってきたビジネス経験から、多岐にわたる専門的な知識と経験を保有しており、財務および会計に関しても相当程度の知見を有しております。
監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契

約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会の他、社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

常勤監査役は、内部監査担当者の作成した「内部監査報告書」を随時、閲覧チェックする他、必要に応じて内部監査に同席しております。また、内部統制チームと会計監査人との内部統制の評価結果報告会等に出席し、報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

監査役会と会計監査人とは四半期決算ごとに会合をもち、会計監査の方法及び結果について報告を受ける等、緊密に連絡をとっております。

常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームは検証した内部統制システムの結果を内部統制部門へ随時報告を行っております。報告を受けた内部統制部門は、必要に応じて、常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームの助言を受けながら、内部統制システムの改善を図っております。

③社外取締役及び社外監査役

当社は社外監査役を3名選任しております。当社と社外監査役との利害関係に関しては、以下のとおりであり、その他については特別な利害関係はありません。

（資本的関係）

藤本忠久は14株、千葉清二は9株、佐藤博は11株をそれぞれ保有しております。

社外監査役の1名は、独立役員にも選任されており、取締役会および取締役会以外の社内の重要な会議に積極的に出席し、取締役の業務執行状況を監督しております。当社は、社外監査役に対して、専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響をうけずに業務執行を客観的に監査することを期待しております。

当社では社外監査役を、外部の視点と経験を活かし、企業の健全性を確保、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する視点から監査することを期待して選任しております。

なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記②と同様であります。

④役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	55	55	－	－	－	4
社外役員	8	8	－	－	－	3

（注）１．上記の取締役（社外取締役を除く）の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。

ロ．役員ごとの報酬等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、各取締役の報酬は、従業員の平均年収を参考に、当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮した上で決定しております。

⑤株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松野雄一郎、佐々田博信の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士補等8名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

なお、継続監査年数については、全員が７年以内であるため記載を省略しております。

⑦責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役のいずれも100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

⑩取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑪中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	17,620	－	20,700	－
連結子会社	－	－	－	－
計	17,620	－	20,700	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年５月１日から平成22年４月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年５月１日から平成23年４月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度（平成22年５月１日から平成23年４月30日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当連結会計年度（平成22年５月１日から平成23年４月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年５月１日から平成22年４月30日まで）及び当事業年度（平成22年５月１日から平成23年４月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (平成23年４月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,072,211
売掛金	1,068,238
求償債権	※1 28,771
たな卸資産	※2 1,413
繰延税金資産	159,938
その他	23,796
貸倒引当金	△28,718
流動資産合計	2,325,652
固定資産	
有形固定資産	
建物	19,244
減価償却累計額	△9,978
建物（純額）	9,266
車両運搬具	1,419
減価償却累計額	△1,419
車両運搬具（純額）	0
工具、器具及び備品	16,255
減価償却累計額	△13,155
工具、器具及び備品（純額）	3,100
有形固定資産合計	12,366
無形固定資産	
ソフトウエア	138,640
ソフトウエア仮勘定	14,169
のれん	93,150
その他	1,423
無形固定資産合計	247,383
投資その他の資産	
投資有価証券	11,201
敷金及び保証金	57,227
繰延税金資産	3,935
その他	462
投資その他の資産合計	72,826
固定資産合計	332,576
資産合計	2,658,228

（単位：千円）

	当連結会計年度 (平成23年４月30日)
負債の部	
流動負債	
買掛金	694,856
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	158,084
未払金	36,850
未払法人税等	28,514
保証履行引当金	20,175
賞与引当金	19,093
販売促進引当金	19,130
災害損失引当金	760
その他	68,856
流動負債合計	1,146,322
固定負債	
転換社債型新株予約権付社債	99,000
長期借入金	278,418
資産除去債務	2,523
固定負債合計	379,941
負債合計	1,526,263
純資産の部	
株主資本	
資本金	744,900
資本剰余金	132,372
利益剰余金	254,519
株主資本合計	1,131,791
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	173
その他の包括利益累計額合計	173
純資産合計	1,131,964
負債純資産合計	2,658,228

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
売上高	8,057,083
売上原価	6,718,062
売上総利益	1,339,021
販売費及び一般管理費	※1 1,213,668
営業利益	125,352
営業外収益	
受取利息	280
受取配当金	1,081
受取手数料	358
雑収入	245
営業外収益合計	1,965
営業外費用	
支払利息	5,551
社債利息	2,949
社債発行費	1,933
雑損失	53
営業外費用合計	10,487
経常利益	116,830
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119
事務所移転費用	2,324
投資有価証券評価損	5,344
固定資産除却損	※2 11,049
減損損失	※3 17,639
災害による損失	※4 6,738
特別損失合計	44,216
税金等調整前当期純利益	72,613
法人税、住民税及び事業税	26,066
過年度法人税等	1,760
法人税等調整額	△116,111
法人税等合計	△88,285
少数株主損益調整前当期純利益	160,898
当期純利益	160,898

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	160,898
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	4,181
その他の包括利益合計	4,181
包括利益	165,080
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	165,080
少数株主に係る包括利益	－

③【連結株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	744,900
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	744,900
資本剰余金	
前期末残高	132,372
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	132,372
利益剰余金	
前期末残高	108,150
当期変動額	
剰余金の配当	△14,529
当期純利益	160,898
当期変動額合計	146,369
当期末残高	254,519
株主資本合計	
前期末残高	985,422
当期変動額	
剰余金の配当	△14,529
当期純利益	160,898
当期変動額合計	146,369
当期末残高	1,131,791
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△4,008
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181
当期変動額合計	4,181
当期末残高	173
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△4,008
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181
当期変動額合計	4,181
当期末残高	173

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
純資産合計	
前期末残高	981,414
当期変動額	
剰余金の配当	△14,529
当期純利益	160,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,181
当期変動額合計	150,550
当期末残高	1,131,964

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

		当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		72,613
減価償却費		60,493
貸倒引当金の増減額（△は減少）		25,737
保証履行引当金増減額（△は減少）		3,820
受取利息及び受取配当金		△1,361
支払利息		8,500
減損損失		17,639
移転費用		2,324
固定資産除却損		11,049
投資有価証券評価損益（△は益）		5,344
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,119
売上債権の増減額（△は増加）		△96,019
求償債権の増減額（△は増加）		△2,716
たな卸資産の増減額（△は増加）		△1,148
仕入債務の増減額（△は減少）		32,472
前受金の増減額（△は減少）		△5,167
前渡金の増減額（△は増加）		△1,240
その他		△32,961
小計		100,500
利息及び配当金の受取額		1,361
利息の支払額		△8,178
移転費用の支払額		△2,324
法人税等の支払額		△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー		89,068
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△1,368
無形固定資産の取得による支出		△67,190
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2	△95,216
定期預金の払戻による収入		10,036
従業員に対する貸付けによる支出		△300
従業員に対する貸付金の回収による収入		49
敷金の差入による支出		△544
敷金の回収による収入		36
投資活動によるキャッシュ・フロー		△154,496

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	100,000
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△104,804
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	99,000
配当金の支払額	△14,529
財務活動によるキャッシュ・フロー	379,666
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	314,238
現金及び現金同等物の期首残高	756,767
現金及び現金同等物の期末残高	※1　1,071,005

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
１．連結の範囲に関する事項	連結子会社の数　１社 連結子会社の名称 株式会社トラスト＆グロース 株式会社トラスト＆グロースの全株式を取得し子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
２．持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
３．連結子会社の事業年度等に関する事項	株式会社トラスト＆グロースの決算日は３月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
４．会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	① 有価証券 その他の有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております） ② たな卸資産 イ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定） ロ 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物……３～15年 車両運搬具……２年 工具、器具及び備品……５～６年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法 ③ 長期前払費用 定額法

項目	当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
(3) 重要な引当金の計上基準	①　貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ②　保証履行引当金 保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度における損失発生見込額を計上しております。 ③　求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。 ④　賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。 ⑤　販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 ⑥　災害損失引当金 東日本大震災に伴う損失を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。
(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項	のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益が270千円減少し、税金等調整前当期純利益は1,390千円減少しております。 （企業結合に関する会計基準等の適用） 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
（連結損益計算書） 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用しております。ただし、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度の金額は記載しておりません。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

当連結会計年度 （平成23年４月30日）
※１　資産から直接控除した求償債権引当金 求償債権　233,624千円
※２　たな卸資産の内訳 商品　1,133千円 貯蔵品　280千円
３　保証債務 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 保証債務残高　1,550,051千円 保証履行引当金　△20,175千円 保証債務残高(純額)　1,529,875千円

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度
（自　平成22年５月１日
至　平成23年４月30日）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は78%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費	60,865千円
販売促進費	68,749千円
販売促進引当金繰入額	19,130千円
決済手数料	113,292千円
役員報酬	69,035千円
給与手当	404,831千円
賞与引当金繰入額	15,758千円
貸倒引当金繰入額	24,568千円

※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

ソフトウエア仮勘定	11,049千円
合計	11,049千円

※３　減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(１)減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
本社	事業用資産	ソフトウエア

(２)減損損失の認識に至った経緯

後発のソフトウエアによる更新の決定等のため、帳簿価額を減額いたしました。

(３)減損損失の金額

ソフトウエア	17,639千円
合計	17,639千円

(４)資産のグルーピング方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

(５)回収可能価額の算定方法

当該資産は自社で開発したソフトウエアであり、売却や転用が困難のため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	
※４　災害による損失の内訳は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	4,950千円
災害損失引当金繰入額	760千円
その他	1,028千円
合計	6,738千円

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

当社グループは当連結会計年度が連結初年度であるため、当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益については該当事項はありません。

当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

当社グループは当連結会計年度が連結初年度であるため、当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益については該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,081	－	－	9,081
合計	9,081	－	－	9,081
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年７月24日定時株主総会	普通株式	14,529	1,600	平成22年４月30日	平成22年７月26日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年７月23日定時株主総会	普通株式	14,983	利益剰余金	1,650	平成23年４月30日	平成23年７月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年４月30日現在） （千円） 現金及び預金勘定　1,072,211 別段預金　△1,206 現金及び現金同等物　1,071,005
※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに株式会社トラスト＆グロースを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社トラスト＆グロース株式の取得価額と株式会社トラスト＆グロース取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 （千円） 流動資産　254,405 固定資産　－ のれん　97,200 流動負債　△80,728 固定負債　－ 株式の取得価額　270,877 現金及び現金同等物　△175,660 差引：株式取得のための支出　95,216

（リース取引関係）

当連結会計年度
（自　平成22年５月１日
至　平成23年４月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具、器具及び備品	24,884	20,045	4,838
合計	24,884	20,045	4,838

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

１年内	4,489千円
１年超	1,496千円
合計	5,985千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	7,583千円
減価償却費相当額	7,117千円
支払利息相当額	263千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後５年であります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタニングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,072,211	1,072,211	－
(2) 売掛金	1,068,238		
貸倒引当金	△28,718		
	1,039,520	1,039,520	－
(3) 求償債権	28,771	28,771	－
(4) 投資有価証券	11,201	11,201	－
(5) 敷金及び保証金	57,227	49,839	△7,387
資産計	2,208,931	2,201,543	△7,387
(1) 買掛金	694,856	694,856	－
(2) 未払金	36,850	36,850	－
(3) 未払法人税等	28,514	28,514	－
(4) 短期借入金	100,000	100,000	－
(5) 長期借入金※	436,502	435,649	△852
(6) 転換社債型新株予約権付社債	99,000	97,809	△1,190
負債計	1,395,723	1,393,680	△2,043

（※）長期借入金は1年内返済予定長期借入金と合計して表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

保証債務1,550,051千円は、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）
(1) 現金及び預金	1,072,211
(2) 売掛金	1,068,238

（注）求償債権28,771千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

４．長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

（有価証券関係）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,545	1,372	173
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	9,655	9,655	－
合計		11,201	11,028	173

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損5,344千円を計上しております。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

１．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役　　2名 当社監査役　　2名 当社従業員　29名	当社取締役　　1名 当社監査役　　1名 当社従業員　32名	当社従業員　　5名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式　　877株	普通株式　　137株	普通株式　　13株
付与日	平成16年8月6日	平成17年8月12日	平成17年10月21日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません
権利行使期間	自 平成18年9月 1日 至 平成26年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日

(注) 1．　権利確定条件は次のとおりであります。

(イ)　新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ)　新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(ハ)　新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(ニ)　新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができない。

(ホ)　その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利確定前 （株）			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後 （株）			
前連結会計年度末	496	64	12
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	12	―	―
未行使残	484	64	12

（注）当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、「前連結会計年度末」の株式数については、提出会社の前事業年度末の株式数を記載しております。

② 単価情報

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利行使価格 （円）	196,612	196,612	196,612
行使時平均株価 （円）	―	―	―

（税効果会計関係）

当連結会計年度 (平成23年４月30日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
（繰延税金資産）	
繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	11,925千円
賞与引当金	7,829千円
未払費用否認	15,587千円
販売促進引当金	7,784千円
保証履行引当金	8,483千円
一括償却資産	159千円
貸倒引当金	10,476千円
求償債権引当金	98,233千円
災害損失引当金	1,559千円
繰越欠損金	7,918千円
繰延税金資産（流動）小計	169,957千円
評価性引当額	△9,996千円
繰延税金資産（流動）合計	159,960千円
繰延税金負債（流動）	
前払税金	22千円
繰延税金負債（流動）合計	22千円
繰延税金資産（流動）純額	159,938千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	9,858千円
一括償却資産	300千円
投資有価証券評価損	3,650千円
資産除去債務	1,026千円
繰越欠損金	123,802千円
繰延税金資産（固定）小計	138,639千円
評価性引当額	△134,242千円
繰延税金資産（固定）合計	4,396千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	461千円
繰延税金負債（固定）合計	461千円
繰延税金資産（固定）純額	3,935千円

当連結会計年度 (平成23年４月30日)
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　40.69%
（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　1.92%
住民税均等割　3.35%
連結修正による影響額　7.60%
繰延税金資産の回収可能性の見直し　△130.92%
評価性引当額　△48.16%
その他　3.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　△121.58%

（企業結合等関係）

当連結会計年度（自　平成22年5月１日　至　平成23年4月30日）

株式取得による会社の買収

１．被取得企業の名称及びその事業内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社トラスト＆グロース

事業の内容　　売掛債権保証事業

②　企業結合を行った主な理由

株式会社トラスト＆グロースは、与信管理のノウハウを保有しており、同社を子会社化し当該ノウハウを取得することが、当社の中小企業決済等の事業拡大の促進に繋がると判断したためであります。

③　企業結合日　　平成22年11月30日

④　企業結合の法的形式　　株式取得

⑤　結合後企業の名称　　結合後企業の名称に変更はありません。

⑥　取得した議決権比率　　100.0%

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社トラスト＆グロースの株式を100%取得したためであります。

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年12月１日から平成23年3月31日まで

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	270,000千円
取得に直接要した費用	877千円
取得原価	270,877千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(１)発生したのれんの金額　　97,200千円

(２)発生原因

株式会社トラスト＆グロースの企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため、当該差額をのれんとして認識したことによります。

(３)償却方法及び償却期間　　10年間にわたる均等償却

５．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

株式会社トラスト＆グロースは、平成22年10月１日にNISリース株式会社より会社分割（新設分割）によって設立された会社であり、影響の概算額の算定が困難であるため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

当連結会計年度（自　平成22年5月１日　至　平成23年4月30日）

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、本社にサービス別の事業本部及び子会社を置き、各事業本部及び子会社は、サービスの向上に努めながら、売上及び利益の拡大を図り、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」及び「売掛債権保証事業」の２つを報告セグメントとしております。

「EC事業」は、企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を中心に、「売掛債権保証事業」は、企業の取引先に対する売掛債権を保証するサービスを行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	EC事業	売掛債権保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,001,782	55,300	8,057,083	－	8,057,083
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	32,532	32,532	△32,532	－
計	8,001,782	87,833	8,089,616	△32,532	8,057,083
セグメント利益	80,142	23,500	103,643	21,709	125,352
セグメント資産	2,491,308	340,469	2,831,778	△173,549	2,658,228
セグメント負債	1,466,575	73,117	1,539,693	△13,429	1,526,263
その他の項目					
減価償却費	55,626	116	55,743	－	55,743
特別損失	39,372	4,946	44,319	△102	44,216
（固定資産除却損）	(11,049)	－	(11,049)	－	(11,049)
（減損損失）	(17,639)	－	(17,639)	－	(17,639)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	70,598	1,143	71,742	－	71,742

（注）１．セグメント利益の調整額21,709千円は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

３．セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。

４．セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

【関連情報】

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

（単位：千円）

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
減損損失	17,639	－	17,639

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

（単位：千円）

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
当期償却額	－	4,050	4,050
当期末残高	－	93,150	93,150

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度（自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	
１株当たり純資産額	124,652円01銭
１株当たり当期純利益金額	17,718円18銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	17,406円91銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
１株当たり当期純利益金額	
当期純利益（千円）	160,898
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	160,898
期中平均株式数　（株）	9,081
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額（千円）	1,768
（うち支払利息（税額相当控除後））	(1,768)
普通株式増加数（株）	264
（うち転換社債型新株予約権付社債）	(264)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年８月６日発行第１回新株予約権484株、平成17年８月12日発行第２回新株予約権64株及び平成17年10月21日発行第２回の２新株予約権12株

（重要な後発事象）

当連結会計年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
平成23年４月14日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。 平成23年５月１日付をもって普通株式１株につき２株に分割します。 (1) 分割により増加する株式数 普通株式　9,081株 (2) 分割方法 平成23年４月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき２株の割合をもって分割します。 当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における１株当たり情報は、以下のとおりとなります。 １株当たり純資産額　62,326.00円 １株当たり当期純利益金額　8,859.09円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　8,703.45円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高(千円)	当期末残高(千円)	利率（%）	担保	償還期限
㈱ラクーン	第１回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成年月日 22.12.６	―	99,000	7.5	なし	平成年月日 27.12.５
合計	―	―	―	99,000	―	―	―

（注）１．新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額（円）	無償
株式の発行価格（円）	150,000
発行価額の総額（千円）	99,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（千円）	―
新株予約権の付与割合（%）	100
新株予約権の行使期間	自　平成22年12月６日 至　平成27年12月５日

（注）　本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

２．連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
―	―	―	―	99,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	100,000	1.475	－
１年以内に返済予定の長期借入金	－	158,084	1.693	－
１年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	278,418	1.600	平成25～28年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
その他有利子負債	－	－	－	－
計	－	536,502	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前期末残高は記載しておりません。
３．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	151,224	75,544	31,650	20,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、連結財務諸表規則第92条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第１四半期 自平成22年５月１日 至平成22年７月31日	第２四半期 自平成22年８月１日 至平成22年10月31日	第３四半期 自平成22年11月１日 至平成23年１月31日	第４四半期 自平成23年２月１日 至平成23年４月30日
売上高（千円）	－	－	2,133,642	2,083,615
税金等調整前四半期純利益金額又は純損失金額（千円）	－	－	37,307	△17,058
四半期純利益金額（千円）	－	－	33,123	78,315
１株当たり四半期純利益金額（円）	－	－	3,647.60	8,624.10

（注）第３四半期より四半期連結財務諸表を作成している為、第１四半期及び第２四半期の各項目に関しては参考として個別財務諸表の数値を記載いたします。

	第１四半期 自平成22年５月１日 至平成22年７月31日	第２四半期 自平成22年８月１日 至平成22年10月31日
売上高（千円）	1,907,040	1,932,785
税引前四半期純利益金額（千円）	13,295	39,068
四半期純利益金額（千円）	10,963	38,496
１株当たり四半期純利益金額（円）	1,207.27	4,239.22

2【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年４月30日)	当事業年度 (平成23年４月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	767,104	870,765
売掛金	935,282	1,065,289
商品	―	1,133
貯蔵品	257	231
前払費用	15,040	14,011
繰延税金資産	30,950	49,799
その他	2,932	※1 7,228
貸倒引当金	△2,980	△25,745
流動資産合計	1,748,588	1,982,714
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,033	19,244
減価償却累計額	△8,078	△9,978
建物（純額）	8,954	9,266
車両運搬具	1,419	1,419
減価償却累計額	△598	△1,419
車両運搬具（純額）	821	0
工具、器具及び備品	14,887	15,112
減価償却累計額	△11,743	△13,038
工具、器具及び備品（純額）	3,143	2,073
有形固定資産合計	12,919	11,339
無形固定資産		
特許出願権等	204	1,035
ソフトウエア	135,859	138,640
ソフトウエア仮勘定	29,917	14,169
その他	387	387
無形固定資産合計	166,369	154,232
投資その他の資産		
関係会社株式	―	270,877
投資有価証券	12,364	11,201
敷金及び保証金	56,719	56,683
長期前払費用	1,099	399
繰延税金資産	1,601	3,797
その他	62	62
投資その他の資産合計	71,848	343,022
固定資産合計	251,137	508,594
資産合計	1,999,725	2,491,308

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年４月30日)	当事業年度 (平成23年４月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	662,384	694,856
短期借入金	－	100,000
1年内返済予定の長期借入金	79,784	158,084
未払金	42,060	※1 46,174
未払費用	12,897	18,596
未払法人税等	2,190	4,739
未払消費税等	14,187	12,684
賞与引当金	15,881	14,675
販売促進引当金	17,190	19,130
災害損失引当金	－	760
前受金	3,974	4,918
預り金	5,896	11,348
その他	341	666
流動負債合計	856,789	1,086,633
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	－	99,000
長期借入金	161,522	278,418
資産除去債務	－	2,523
固定負債合計	161,522	379,941
負債合計	1,018,311	1,466,575
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	744,900
資本剰余金		
資本準備金	101,316	101,316
その他資本剰余金	31,055	31,055
資本剰余金合計	132,372	132,372
利益剰余金		
利益準備金	－	1,452
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	108,150	145,834
利益剰余金合計	108,150	147,287
株主資本合計	985,422	1,024,559
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,008	173
評価・換算差額等合計	△4,008	173
純資産合計	981,414	1,024,732
負債純資産合計	1,999,725	2,491,308

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日)	当事業年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
売上高	7,642,670	8,001,782
売上原価	6,360,591	6,689,376
売上総利益	1,282,079	1,312,406
販売費及び一般管理費	※2 1,179,395	※1, ※2 1,232,264
営業利益	102,683	80,142
営業外収益		
受取利息	261	273
受取配当金	1,150	1,081
受取手数料	225	－
経営指導料	－	※1 4,285
雑収入	156	741
営業外収益合計	1,794	6,381
営業外費用		
支払利息	2,027	5,551
社債利息	302	2,949
社債発行費	－	1,933
雑損失	7	45
営業外費用合計	2,338	10,480
経常利益	102,138	76,043
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,510	－
特別利益合計	1,510	－
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	1,119
事務所移転費用	－	453
投資有価証券評価損	－	5,344
固定資産除却損	※3 1,072	※3 11,049
減損損失	－	※4 17,639
災害による損失	－	※5 3,766
特別損失合計	1,072	39,372
税引前当期純利益	102,576	36,671
法人税、住民税及び事業税	530	2,290
過年度法人税等	－	1,760
法人税等調整額	△6,103	△21,045
法人税等合計	△5,573	△16,995
当期純利益	108,150	53,666

【売上原価明細書】

（スーパーデリバリー売上原価）

		前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）		当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
商品仕入高		6,335,865	99.8	6,676,113	99.8
その他売上原価		13,334	0.2	13,262	0.2
スーパーデリバリー売上原価		6,349,199	100.0	6,689,376	100.0

（注）　その他売上原価は、スーパーデリバリーに係る決済手数料等であります。

（バイヤーズナビ売上原価）

		前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）		当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
商品仕入高		11,391	100.0	－	－
バイヤーズナビ売上原価		11,391	100.0	－	－

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日)	当事業年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	744,900	744,900
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	744,900	744,900
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	598,300	101,316
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	△496,983	－
当期変動額合計	△496,983	－
当期末残高	101,316	101,316
その他資本剰余金		
前期末残高	－	31,055
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	496,983	－
欠損填補	△452,760	－
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△13,167	－
当期変動額合計	31,055	－
当期末残高	31,055	31,055
資本剰余金合計		
前期末残高	598,300	132,372
当期変動額		
欠損填補	△452,760	－
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△13,167	－
当期変動額合計	△465,927	－
当期末残高	132,372	132,372
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	－	－
当期変動額		
利益準備金の積立	－	1,452
当期変動額合計	－	1,452
当期末残高	－	1,452
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△452,760	108,150
当期変動額		
剰余金の配当	－	△14,529
利益準備金の積立	－	△1,452
欠損填補	452,760	－
当期純利益	108,150	53,666
当期変動額合計	560,910	37,684
当期末残高	108,150	145,834

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日)	当事業年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
利益剰余金合計		
前期末残高	△452,760	108,150
当期変動額		
剰余金の配当	―	△14,529
欠損填補	452,760	―
当期純利益	108,150	53,666
当期変動額合計	560,910	39,137
当期末残高	108,150	147,287
株主資本合計		
前期末残高	890,439	985,422
当期変動額		
剰余金の配当	△13,167	△14,529
当期純利益	108,150	53,666
当期変動額合計	94,982	39,137
当期末残高	985,422	1,024,559
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△4,819	△4,008
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	810	4,181
当期変動額合計	810	4,181
当期末残高	△4,008	173
純資産合計		
前期末残高	885,620	981,414
当期変動額		
剰余金の配当	△13,167	△14,529
当期純利益	108,150	53,666
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	810	4,181
当期変動額合計	95,793	43,318
当期末残高	981,414	1,024,732

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	102,576
減価償却費	44,439
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,106
賞与引当金の増減額（△は減少）	566
販促引当金の増減額(△は減少)	△1,830
受取利息及び受取配当金	△1,411
支払利息	2,027
社債利息	302
固定資産除却損	1,072
売上債権の増減額（△は増加）	△108,460
たな卸資産の増減額（△は増加）	58
仕入債務の増減額（△は減少）	92,231
前受金の増減額（△は減少）	1,526
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,406
その他	△9,647
小計	114,939
利息及び配当金の受取額	1,411
利息の支払額	△2,751
法人税等の支払額	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	111,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,264
無形固定資産の取得による支出	△75,394
長期前払費用の取得による支出	△190
敷金の差入による支出	△126
差入保証金の回収による収入	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△29,000
長期借入れによる収入	240,000
長期借入金の返済による支出	△45,494
社債の償還による支出	△34,000
配当金の支払額	△13,167
財務活動によるキャッシュ・フロー	118,338
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	152,672
現金及び現金同等物の期首残高	604,094
現金及び現金同等物の期末残高	※1　756,767

【継続企業の前提に関する事項】
該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております）	その他有価証券 時価のあるもの 同左
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法	――――― (2) 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）	(1) 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） (2) 貯蔵品 同左
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物……３～15年 車両運搬具……２年 工具、器具及び備品……５～６年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) 長期前払費用 同左
４．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 ――――― (4) 災害損失引当金 東日本大震災に伴う損失を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 販売促進引当金 同左

項目	前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	――――――――
６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
――――――――	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益が270千円減少し、税引前当期純利益は1,390千円減少しております。 （企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。
――――――――	

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年４月30日）	当事業年度 （平成23年４月30日）
――――――――	※１　関係会社に対する資産及び負債 未収入金　1,100千円 未払金　13,429千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
――――――	※１　関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。 関係会社への決済手数料　51,187千円 関係会社よりの経営指導料　4,285千円
※２　販売費に属する費用のおおよその割合は28%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は72%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 広告宣伝費　69,979千円 販売促進費　45,508千円 販売促進引当金繰入額　17,190千円 配送料　3,068千円 決済手数料　198,001千円 役員報酬　61,346千円 給与手当　357,458千円 賞与引当金繰入額　15,881千円 貸倒引当金繰入額　3,807千円 減価償却費　44,439千円 地代家賃　69,041千円	※２　販売費に属する費用のおおよその割合は25%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は75%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 広告宣伝費　60,564千円 販売促進費　68,449千円 販売促進引当金繰入額　19,130千円 配送料　2,504千円 決済手数料　164,479千円 役員報酬　63,732千円 給与手当　393,417千円 賞与引当金繰入額　14,675千円 貸倒引当金繰入額　24,568千円 減価償却費　56,326千円 地代家賃　70,581千円
※３　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウエア　1,072千円 合計　1,072千円	※３　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウエア仮勘定　11,049千円 合計　11,049千円
――――――	※４　減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。 (１)減損損失を認識した資産 場所：本社　用途：事業用資産　種類：ソフトウエア (２)減損損失の認識に至った経緯 後発のソフトウエアによる更新の決定等のため、帳簿価額を減額いたしました。 ３)減損損失の金額 ソフトウエア　17,639千円 合計　17,639千円 (４)資産のグルーピング方法 概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
――――――――――	(５)回収可能価額の算定方法 当該資産は自社で開発したソフトウエアであり、売却や転用が困難のため、回収可能価額を零として評価しております。 ※５　災害による損失の内訳は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額　1,977千円 災害損失引当金繰入額　760千円 その他　1,028千円 合計　3,766千円
――――――――――	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,081	－	－	9,081
合計	9,081	－	－	9,081

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年７月25日株主総会	普通株式	13,167	1,450	平成21年４月30日	平成21年７月27日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年７月24日株主総会	普通株式	14,529	利益剰余金	1,600	平成22年４月30日	平成22年７月26日

当事業年度（自 平成22年５月１日 至 平成23年４月30日）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「キャッシュフロー・計算書関係」については、作成しておりません。

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年４月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定　767,104 預入期間３か月超の定期預金　△10,036 別段預金　△301 現金及び現金同等物　756,767

（リース取引関係）

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具、器具及び備品	37,193	25,840	11,352
ソフトウエア	2,800	2,333	466
合計	39,993	28,174	11,819

(2) 未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額
１年内　7,524千円
１年超　5,985千円
合計　13,510千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料　8,460千円
減価償却費相当額　7,815千円
支払利息相当額　534千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）
リース資産に配分された減損損失はありません。

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具、器具及び備品	24,884	20,045	4,838
ソフトウエア	－	－	－
合計	24,884	20,054	4,838

(2) 未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額
１年内　4,489千円
１年超　1,496千円
合計　5,985千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料　7,583千円
減価償却費相当額　7,117千円
支払利息相当額　263千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
同左

(5) 利息相当額の算定方法
同左

（減損損失について）
同左

（金融商品関係）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度は連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後５年であります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係わるリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、当社への支払につき、一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、信販、もしくはクレジットを利用した代金回収を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

③ 資金調達に係わる流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年４月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	767,104	767,104	－
(2) 売掛金	935,282		
貸倒引当金	△2,980		
	932,302	932,302	－
(3) 投資有価証券	12,364	12,364	－
(4) 敷金及び保証金	56,719	47,482	△9,237
資産計	1,768,491	1,759,253	△9,237
(1) 買掛金	662,384	662,384	－
(2) 未払金	42,060	42,060	－
(3) 長期借入金	241,306	240,984	△321
負債計	945,751	945,430	△321

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。なお、１年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	767,104
(2) 売掛金	935,282

（注） 敷金及び保証金（帳簿価額56,719千円)については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

１．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,757	1,372	385
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	10,606	15,000	△4,393
合計		12,364	16,372	△4,008

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	100,877	－	－

当事業年度（自　平成22年５月１日　至　平成23年４月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額270,877千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ関係）

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「デリバティブ関係」については記載しておりません。

前事業年度(自平成21年5月1日　至平成22年4月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「退職給付関係」については記載しておりません。

前事業年度(自平成21年5月1日　至平成22年4月30日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「ストックオプション等関係」については記載しておりません。

前事業年度（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

１．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役　　2名 当社監査役　　2名 当社従業員　29名	当社取締役　　1名 当社監査役　　1名 当社従業員　32名	当社従業員　　5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　　877株	普通株式　　137株	普通株式　　13株
付与日	平成16年8月6日	平成17年8月12日	平成17年10月21日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成18年9月 1日 至 平成26年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日

(注) 1．　権利確定条件は次のとおりであります。

(イ)　新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ)　新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(ハ)　新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(ニ)　新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができない。

(ホ)　その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利確定前 （株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後 （株）			
前事業年度末	497	67	12
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	1	3	―
未行使残	496	64	12

② 単価情報

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利行使価格 （円）	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価 （円）	―	―	―

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年４月30日)		当事業年度 (平成23年４月30日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
（繰延税金資産）		（繰延税金資産）	
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	1,008千円	未払事業所税等	1,928千円
賞与引当金	6,462千円	賞与引当金	5,972千円
未払費用否認	12,900千円	未払費用否認	15,364千円
販売促進引当金	6,994千円	販売促進引当金	7,784千円
一括償却資産	153千円	一括償却資産	67千円
貸倒引当金	1,212千円	貸倒引当金	10,476千円
繰越欠損金	3,432千円	災害損失引当金	309千円
繰延税金資産（流動）小計	32,163千円	繰越欠損金	7,918千円
評価性引当額	△1,212千円	繰延税金資産（流動）小計	49,821千円
繰延税金資産（流動）合計	30,950千円	評価性引当額	－
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（流動）合計	49,821千円
減価償却超過額	4,281千円	繰延税金負債（流動）	
一括償却資産	67千円	前払税金	22千円
投資有価証券評価損	1,475千円	繰延税金負債（流動）合計	22千円
繰越欠損金	163,779千円	繰延税金資産（流動）の純額	49,799千円
繰延税金資産（固定）小計	169,604千円	繰延税金資産（固定）	
評価性引当額	△168,003千円	減価償却超過額	9,858千円
繰延税金資産（固定）合計	1,601千円	一括償却資産	163千円
		投資有価証券評価損	3,650千円
		資産除去債務	1,026千円
		繰越欠損金	123,802千円
		繰延税金資産（固定）小計	138,501千円
		評価性引当額	△134,242千円
		繰延税金資産（固定）合計	4,259千円
		繰延税金負債（固定）	
		資産除去債務に対応する除去費用	461千円
		繰延税金負債（固定）合計	461千円
		繰延税金資産（固定）純額	3,797千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.10%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.07%
住民税均等割	0.52%	住民税均等割	6.24%
評価性引当額（繰越欠損金の期限切れを含む）	△49.00%	評価性引当額	△95.37%
その他	1.26%	その他	△0.98%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.43%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△46.35%

（持分法損益等）

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「持分法損益等」については記載しておりません。

前事業年度（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当事業年度（自　平成22年5月１日　至　平成23年4月30日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年４月30日）

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

※当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係る「関連当事者情報」については記載しておりません。

前事業年度（自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日）	当事業年度 （自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日）
１株当たり純資産額　108,073円37銭 １株当たり当期純利益金額　11,909円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　112,843円62銭 １株当たり当期純利益金額　5,909円79銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成21年５月１日 至　平成22年４月30日)	当事業年度 (自　平成22年５月１日 至　平成23年４月30日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	108,150	53,666
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	108,150	53,666
期中平均株式数　（株）	9,081	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年８月６日発行第１回新株予約権496株、平成17年８月12日発行第２回新株予約権64株及び平成17年10月21日発行第２回の２新株予約権12株	平成16年８月６日発行第１回新株予約権484株、平成17年８月12日発行第２回新株予約権64株及び平成17年10月21日発行第２回の２新株予約権12株、平成22年12月６日第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（額面総額99,000千円） なお、この概要は連結財務諸表の「社債明細表」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成21年５月１日
至　平成22年４月30日）</th><th>当事業年度
（自　平成22年５月１日
至　平成23年４月30日）</th></tr>
<tr><td>―――――――――――――――――――</td><td>平成23年４月14日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。
平成23年５月１日付をもって普通株式１株につき２株に分割します。

（1）分割により増加する株式数
普通株式　9,081株

（2）分割方法
平成23年４月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき２株の割合をもって分割します。

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における１株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における１株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。
<table><tr><th>前事業年度</th><th>当事業年度</th></tr><tr><td>１株当たり純資産額
54,036.68円
１株当たり当期純利益金額
5,954.76円</td><td>１株当たり純資産額
56,421.81円
１株当たり当期純利益金額
2,954.90円</td></tr></table>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</td></tr>
</table>

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数（千口）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	グローバル債券ファンド	13,506	9,655
		グローバルＲＥＩＴ	3,733	1,545
計			17,240	11,201

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	17,033	2,210	－	19,244	9,978	1,899	9,266
車両運搬具	1,419	－	－	1,419	1,419	821	0
工具、器具及び備品	14,887	225	－	15,112	13,038	1,294	2,073
有形固定資産計	33,340	2,435	－	35,776	24,436	4,015	11,339
無形固定資産							
特許出願権等	607	973	－	1,580	544	142	1,035
ソフトウエア	267,413	71,888	59,838 (17,639)	279,463	140,823	51,468	138,640
ソフトウエア仮勘定	29,917	66,920	82,668	14,169	－	－	14,169
その他	387	－	－	387	－	－	387
無形固定資産計	298,325	139,782	142,507 (17,639)	295,600	141,367	51,610	154,232
長期前払費用	3,233	－	200	3,033	2,633	700	399

（注）１．「当期減少額」欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

２．ソフトウエア仮勘定は自社開発システム中の仕掛勘定であり、完成後、運用開始時点でソフトウエアに振り替えております。

３．当期増加の主な内訳

ソフトウエア　SD小売店情報管理システムの再構築　44,511千円

SD小売店からの取引申請機能再構築　17,304千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	2,980	26,546	3,781	－	25,745
賞与引当金	15,881	14,675	15,881	－	14,675
販売促進引当金	17,190	19,130	－	17,190	19,130
災害損失引当金	－	760	－	－	760

（注）販売促進引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替処理によるものであります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	747
預金	
普通預金	848,811
別段預金	1,206
定期預金	20,000
小計	870,018
合計	870,765

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ジェーシービー	152,019
ユーシーカード株式会社	99,311
株式会社アプラス	49,673
その他	764,284
合計	1,065,289

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	次期繰越高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
935,282	7,916,438	7,786,431	1,065,289	87.97	46.1

（注）　当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額（千円）
在庫商品	1,133
合計	1,133

ニ．貯蔵品

区分	金額（千円）
切手等	231
合計	231

② 固定資産

関係会社株式

区分	金額（千円）
株式会社トラスト&グロース（子会社株式）	270,877
合計	270,877

③ 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
サカベ株式会社	35,173
株式会社ラズリンダ	14,933
株式会社プラタ	13,060
株式会社キシマ	10,551
株式会社ゼノンインターナショナル	9,367
その他	611,770
合計	694,856

ロ．１年以内返済長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社りそな銀行	80,724
株式会社みずほ銀行	44,000
株式会社三井住友銀行	33,360
合計	158,084

④　固定負債

長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社りそな銀行	147,918
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社三井住友銀行	30,500
合計	278,418

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	５月１日から４月30日まで
定時株主総会	７月中
基準日	４月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 ４月30日
１単元の株式数	－
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 － － － －
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.raccoon.ne.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第14期）（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）平成22年７月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成22年７月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
（第15期第１四半期）（自　平成22年５月１日　至　平成22年７月31日）平成22年９月10日関東財務局長に提出
（第15期第２四半期）（自　平成22年８月１日　至　平成22年10月31日）平成22年12月10日関東財務局長に提出
（第15期第３四半期）（自　平成22年11月１日　至　平成23年１月31日）平成23年３月11日関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成22年8月2日関東財務局長に提出
事業年度(第14期)　(自　平成21年5月1日　至　平成22年4月30日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年７月22日

株式会社ラクーン

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　野　　雄一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田　　博　信	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成22年５月１日から平成23年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の平成23年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラクーンの平成23年４月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ラクーンが平成23年４月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年７月21日

株式会社ラクーン

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井　上　　隆　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田　　博　信	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成21年５月１日から平成22年４月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成22年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラクーンの平成22年４月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ラクーンが平成22年４月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年７月22日

株式会社ラクーン

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　野　　雄一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田　　博　信	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成22年５月１日から平成23年４月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成23年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。